

令和6年度 集団指導

〔全サービス共通〕

身体的拘束等の適正化の推進について

日向市 健康長寿部

高齢者あんしん課 介護認定係

身体的拘束等の適正化の推進

概要 【ア:短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ:訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

○ 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。

ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施)を義務付ける。【省令改正】

○ また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

○ 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。

・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。

・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

○ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。

・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

身体的拘束等の適正化の推進

単位数【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行> なし

<改定後>

身体拘束廃止未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。
- また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

身体拘束等防止に関する事項を運営規程へ記載すること

(1)訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援は、運営規程に「身体拘束等防止に関する事項」を定める必要があります。

「利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。」について、記載して下さい。

(2)記載例

(身体拘束等の禁止)

第●条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

【参考】身体拘束廃止・防止に関する研修資料

介護施設・事業所等で働く方々への
身体拘束廃止・防止の手引き




令和6年3月
令和5年度老人保健健康増進等事業
介護施設・事業所における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業

※本手引きは「身体拘束ゼロへの手引き-高齢者ケアに関わるすべての人に-」をもとに作成しております

2023年度 厚生労働省
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

身体拘束ゼロの実践に向けて
介護施設・事業所における取組手引き



2024年3月

公益社団法人 全日本病院協会

身体拘束廃止のための5つの指針

身体拘束を廃止するために、以下の5つの指針を実行することが大切です。

身体拘束廃止のための5つの指針

- ① トップが決意し、施設が一丸となって取り組む
- ② みんなで議論し、共通の認識を持つ
- ③ 身体拘束を必要としない状態の実現を目指す
- ④ 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する
- ⑤ 常に代替的な方法を考え、やむを得ず身体拘束する場合は極めて限定的にする

①トップが決意し、施設が一丸となって取り組む

組織のトップ(理事長・施設長・看護部長・介護部長ほか)が身体拘束廃止を決意し、現場をバックアップすること、「身体的拘束適正化検討委員会等」を設けるなど、施設全体で取り組む体制づくりが大切です。

②みんなで議論し、共通の認識を持つ

「要介護者中心」の考え方で問題意識を共有します。家族に対して、身体拘束に関する基本的な考え方や転倒などの事故防止策・対応方法を説明し、理解と協力を得ることが大切です。

③身体拘束を必要としない状態の実現を目指す

他人への迷惑行為など、要介護者の問題となる行動の原因を探り、その原因に対してアプローチし、問題となる行動を解消していくことが大切です。

【問題となる行動の原因例】

- ・介護職や家族の不適切な言動
- ・不安、孤独を感じている
- ・身の危険を感じている
- ・自分の意志にそぐわないと感じている
- ・身体的不快、苦痛を感じている
- ・何らかの意思表示をしようとしている

④ 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する

手すりを付ける、ベッドを低くする、床に物を置かないなど、事故が起きにくい環境づくりが第一です。

⑤ 常に代替的な方法を考え、やむを得ず身体拘束する場合は極めて限定的にする

介護保険法において、「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行ってはならない」とされています。この規定は例外で、極めて限定的に運用することが求められているため、すべての場合において身体拘束を廃止していく姿勢を保ち続けることが大切です。



緊急やむを得ない場合の対応

介護保険法上の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」の規定は、極めて厳格かつ例外的な扱いとすることが求められており、3つの要件すべてを満たす必要があります。

【3つの要件】

- ① 切迫性:本人または他利用者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護がないこと
- ③ 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

仮に3つの要件を満たす場合でも、以下の点に留意して手続きを進めなければいけません。

① 施設全体で判断する

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、個人や小人数では行わず、施設全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを決めておく必要があります。

② 説明し理解を得る

本人や家族に対して身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間などをできる限り詳細に説明し、理解を得ることが必要です。

その際の説明や手続き、説明者についても、事前に明文化しておく必要があります。

③ 常に観察・再検討する

やむを得ず身体拘束を行う場合は、常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には、ただちに解除しなければなりません。

④ 記録の義務化

やむを得ず身体拘束などを行う場合には、その対応および時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければいけません。

「緊急やむを得ず」身体拘束を実施する場合 の確認手続き

「緊急やむを得ず」身体拘束を実施する場合、3要件の判断に加え、極めて慎重な手続きを踏まなければならない。手続きの内容は、以下5つのポイントを踏まえる必要がある。

「緊急やむを得ない場合」の確認手続きの5つのポイント

- 1 身体拘束廃止に向けた体制づくり
- 2 カンファレンスの実施
- 3 利用者本人や家族に対しての説明
- 4 記録と再検討
- 5 拘束の解除



これらのポイントを踏まえた手続きをあらかじめ定めておく。

① 身体拘束廃止に向けた体制づくり

3要件に該当するかどうかの判断等が、担当スタッフ個人や数名のスタッフで行われるのではなく、「身体拘束廃止委員会」のような組織で施設全体として判断されるような体制を整える。

【留意点】

①身体的拘束適正化検討委員会等の設置にあたっては少なくとも、以下について規定すること。

○設置目的

・身体拘束に係る施設の現状把握	・身体拘束実施中の経過観察及び解除に向けた検討
・身体拘束廃止に向けたケアのあり方検討	・身体拘束解除後の経過観察状況の確認
・身体拘束を実施せざるを得ない場合の手続きの策定	・身体拘束廃止に向けた職員教育(緊急やむを得ず実施する場合の手続きを含む)のあり方検討等
・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討	

○構成員

・施設の責任者に加え、多くの職種が参加できるよう配慮すること。

※介護保険施設等は、基準条例に定められた「虐待の防止等のための責任者」を構成員に加えること。

※住宅型有料老人ホームの場合は、入居者を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員の意見を聴く機会を設けることが望ましい。

②身体的拘束適正化検討委員会等において、施設内の介護に携わる全職員に対する職員教育・研修を徹底し、常に身体拘束廃止に向けた取組を検討するとともに、緊急やむを得ない場合の確認手続きや、拘束時の記録の取り方等について周知徹底を図ること。

※介護保険の基準等において、職員研修の実施は必須事項になっている。

※特に夜間帯のみの勤務者等、特定の勤務時間のみの従業者については、個別に時間を確保し、研修を行うこと。

② カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況の可能性があれば、身体拘束廃止委員会等を開催し、拘束による利用者の心身の弊害、拘束をしない場合のリスクについて検討し、①切迫性②非代替性③一時性の3要件を満たしているか慎重に判断し、その理由を整理する。

【留意点】

○身体拘束を実施する期間は必要とされる最も短い期間(長くても1月を上限)とすること。

○身体拘束が必要な理由を具体的に記載した「カンファレンス結果」を作成し、帳簿として保管する。

○上記記録をもとに、**「本人・家族向け説明書」**を作成する。

※【ひな形】緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書を参考にしてください。

※カンファレンスは、「身体的拘束適正化検討委員会」として、開催する。

③ 利用者本人や家族に対しての説明

カンファレンスで作成した本人・家族向け説明書を用い、身体拘束の内容・目的・理由・拘束期間/時間帯・場所等を説明する。

十分な理解を得られた場合は、説明書に説明を受けた旨の記名をいただく。

【留意点】

○説明は拘束予定期間開始前に行い、対面式により行うこと。

○家族が県外居住者である等、対面式での説明が困難な場合は、本人・家族向け説明書を郵送し、電話にて説明書の内容を詳細に説明すること。

○十分な理解を得られる場合は、本人・家族向け説明書に説明を受けた旨の記名をいただき、書類を提出してもらうこと。

○また、電話での説明内容や家族等の様子を記録に残すこと。

④ 記録と再検討

◆ 記録

介護保険法の基準条例において身体拘束の記録の作成と保存年限が定められている。

【留意点】

記録は、支援経過記録に記載し、帳簿として保管すること。

○記録の内容には、**身体拘束を行っている者の様子、心身の状況等を記録すること。**

○当該記録は、カンファレンスの際の判断材料になるので、身体拘束廃止の観点から廃止できないか常に検討しながら、各職員が記録をとるようにすること。

○記録した内容が常に情報共有できるように、体制を整備すること。

○保存年限は5年。

◆ 再検討

身体拘束開始後、カンファレンスを開催し、身体拘束廃止に向けた検討を行う。

【留意点】

○定期的なカンファレンスは少なくとも1月に1回は実施すること。

○記録の期間中に顕著な心身の変化がみられる場合は、カンファレンスを開催し、早期の拘束廃止ができないかどうかの判断を行う。

○身体拘束が必要な理由を具体的に記載した「カンファレンス結果」を作成し、帳簿として保管する。

⑤ 拘束の解除

○緊急やむを得ず身体拘束を行う場合について、「緊急やむを得ない場合」の三つの要件に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除することが重要である。

○身体拘束を実施している時間帯において、本人の様子を定期的・継続的に観察する。

○実際に身体拘束を一時的に解除して、本人の状態を観察し、身体拘束の継続が本当に必要なのか、慎重に検討する。

○一時的に身体拘束を解除して要件に該当しなくなった場合の解除の要件について、事前に本人・家族、本人にかかわっている関係者・関係機関全員で、事前に話し合っておくことが有用となる。

